

# 地域公共交通網形成計画策定業務 仕 様 書

この仕様書は、下記の業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。なお、仕様書の取り扱い、または、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとする。

## 1 業務名

地域公共交通網形成計画策定業務

## 2 業務目的

守山市では平成 26 年 2 月に「守山市地域公共交通総合連携計画（以下、連携計画）」を策定し、この中で既存公共交通の維持充実とこれを補完する交通の促進を軸に取り組んできたところである。今年度は策定から 6 年を迎えることから、計画の中身とこれに基づいた取り組みを見直すとともに、今年度に「連携計画」から移行する形での「守山市地域公共交通網形成計画（以下、網計画）」の策定をおこなうもの。

## 3 対象地域

守山市全域

## 4 業務内容

### (1) 現状把握

平成 30 年度において、本市の現状の整理、市民のニーズ・移動動態を把握するアンケート調査、交通課題の整理までをおこなっており、その結果等について、正確に把握すること。

### (2) 公共交通のあり方の検討

(1) の内容を踏まえて、「地域が目指すべき将来像」や、それに対する「地域公共交通が果たすべき役割」、「地域公共交通の活性化及び再生に向けた取り組みの方向性」など、地域公共交通網の形成に関する基本的な方針案について検討する。なお、検討に際しては、守山市のまちづくりの方向性等に留意すること。

### (3) 目標の設定と具体的な施策案の検討

基本方針を踏まえ、本市の公共交通体系の目標を設定する。またこれらを達成するための具体的な施策案を体系的に整理する。なお、目標や具体的な施策案には、可能な限り、定量的な目標を設定する。

(4) 関係機関ヒアリング(事業者など)

事業者については、本市で取りまとめた基本的な方針、目標、具体的な施策の各案について、提示した上で、聞き取り調査をおこない、今後の施策の方向性との調整をおこなう。

(5) 協議会の運営支援

業務に関係する守山市地域公共交通活性化協議会（年4回程度）を開催するにあたり、会議資料の作成や会議への出席など、事務局の運営支援をおこなう。その他、必要に応じて、国や県、関係部署等との協議・調整等のための資料作成支援や会議への出席等も行う。

(6) 計画案の取りまとめ

以上の検討内容および「地域公共交通網形成計画および地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」に定められた内容を踏まえ、本計画案や関連資料を取りまとめる。

(7) 打ち合わせ協議

業務を円滑に、かつ効果的に遂行するために、会議開催前など、随時発注者と打ち合わせ協議をおこなう

(8) その他

以上のほか、業務の遂行に必要となる業務

5 成果物

- ① カラー製本冊子 500冊
- ② 概要版 500冊
- ③ ①および②に関する電子データ一式
- ④ その他、必要と認めたもの

6 その他の事項

- (1) 業務に関する調査・検討ならびに実施については、手法や内容等について十分に協議し、遂行すること。
- (2) 本仕様書は、主要事項のみを示しており、明示していない事項は、発注者と協議の上、実施についての判断をすること。